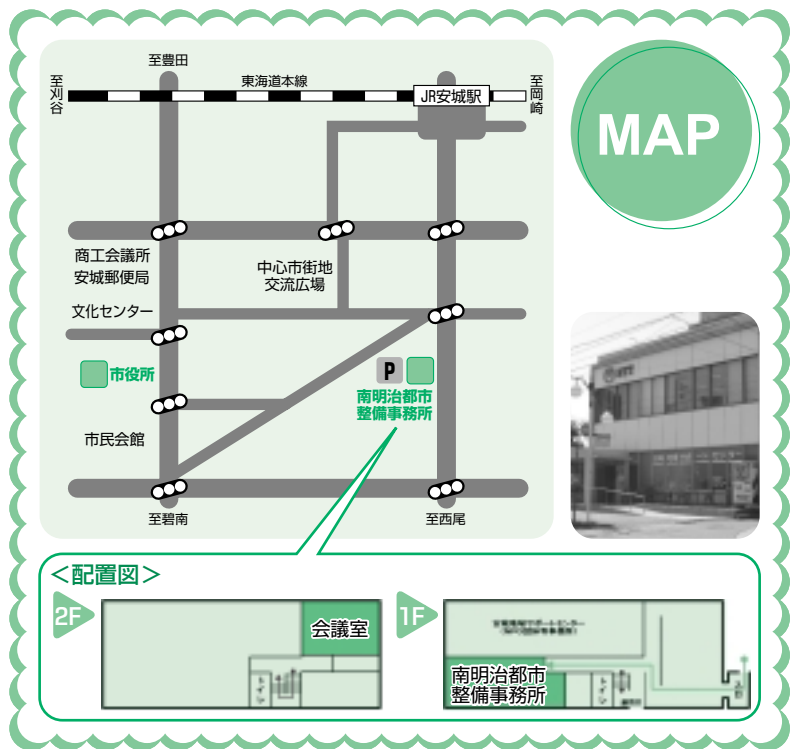


南明治都市整備事務所を開設します

5月8日(月)に南明治都市整備事業(土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業と北明治生活関連環境整備事業を所管する現地事務所を末広町のNTT安城ビル1階に開設します。これに伴い、まちづくり推進課のうち同事業を担当する事業推進係と計画調査係が同事務所に移転します。

なお、まちづくり係(中心市街地のまちづくりに関する事務、三河安城地区のまちづくりに関する事務など)は、引き続き市役所北庁舎3階です。

問い合わせ▼
南明治都市整備事務所
(☎71▽3751)

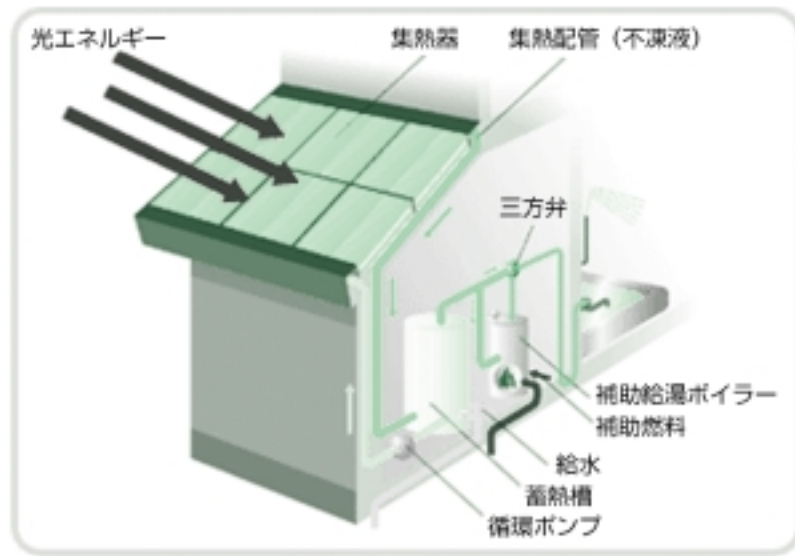


あなたもできる、エコ推進 住宅用太陽熱高度利用システム設置住宅に報奨金

■住宅用太陽熱高度利用システムとは？

太陽熱高度利用システムは、平板状または真空ガラス管形状の集熱器、蓄熱槽、不凍液などの熱媒、熱媒循環用のポンプなどからなり、太陽熱で高温に達した集熱器内の熱媒が蓄熱槽に循環されます。蓄熱槽には熱交換器が配置され、蓄熱槽に貯えられた水が熱交換によってお湯となり給湯されます。暖房用配管により、温風、床暖房にも使用できるようになっています。

※通常の太陽熱温水器は報奨金の支払い対象ではありませんのでご注意ください。



●対象 4月1日(木)〜平成20年3月31日(月)に、自ら居住する住宅に太陽熱高度利用システムを設置し、支払いを完了した人

●金額 システム総面積1㎡あたり4000円をサルビア商品券で支給(上限5万円)

※システム総面積とは？
集熱器1台あたりの集熱器総面積に、集熱器台数を乗じたもの(㎡単位で小数点以下第3位を四捨五入した数値)。

●申請 7月3日(月)から環境都市推進課へ

●必要書類 ①申請書 ②契約書の写し ③機器の保証書の写し(既使用品は対象外です) ④領収書の写し ⑤機器の設置がわかる写真 ⑥住民票の写し ⑦納税証明書 ※⑥、⑦については、申請書内の閲覧承諾欄を記入すれば提出不要。

●詳細については、パンフレットを同課で配布するほか、市ホームページにも掲載しています。

問い合わせ▼
環境都市推進課

夏直前！今が運動を始めるチャンス！ スポーツセンター講座

＜申し込み・問い合わせ＞

5月10日(木)午前9時からスポーツセンター(☎75▽3545)へ。
(電話予約可)

＜スポーツセンターからのお知らせ＞

スポーツセンターでは、講座以外にも、様々なプログラムを実施しています。また、自主グループで活動している団体もあります。詳しくは、同センター(☎75▽3545)へお問い合わせください。



講座名	とき／ところ	対象／定員	費用／集合場所・時間	持ち物
暑さに負けない カラダづくり教室 有酸素運動などで体力アップをはかり、夏バテ予防をしましょう	6月1日～22日の毎週 木曜日(全4回)午後1時30分～2時30分／エ アロビクスルームほか	18歳以上の 女性／10人	各回ごとに施設使用料が必要／ 開始時間15分前に2階ロビー	運動のできる服装、 室内用シューズ、 タオル、飲み物 (ペットボトル入り)
やってみよう！ 市民スポーツアワー レクリエーションスポーツ (3日：バドミントン) (10日：ポートボール)	6月3日(木)・10日(木) (全2回)午前10時～11 時／アリーナ	18歳以上／ 10人	初回説明会の受講希望者のみ施設 使用料が必要／開始時間15分 前に1階ロビー	※教室終了後、希 望者にはトレーニ ングルーム初回説 明会を実施。(未登 録の人)
夏到来！アクア エクササイズ体験会 2回の中運動を通して全身 の引き締めを目指します	6月3日(木)・17日(木) (全2回)午前11時～正 午／25mプール	18歳以上／ 20人	各回ごとに施設使用料が必要／ 開始時間10分前にプール内本部 室前	水着、水泳帽子

安城の元気と笑顔と 七夕まつり

53回目を迎える、今年の七夕まつりを、8月4日(金)～6日(日)までの3日間、盛大に開催します。まつりを盛り上げるために、安城らしさをアピールできるような親しみやすいキャッチフレーズを募集したところ558作品の応募があり、審査の結果、各賞が以下のとおり決定しました。

(敬称略)

- 特賞 「安城の元気と笑顔と七夕まつり」
むらかみまさお 村上正雄(桜町)
- 入賞 「夏の夜に光かがやくゆめまつり」
いぬい ひかる 乾光瑠(桜町小学校4年(応募時))
「願いのせ 安城七夕 笹かざり」
まるやま え 丸山かな枝(今池町)
- 特別賞 「安城の未来をつくる夢まつり」
にしだ はるか 西田遥香(安祥中学校2年(応募時))

問い合わせ▶商工課

～住宅耐震改修に伴う～ 固定資産税の減額措置の創設

次の①～③の条件を満たす場合、1戸当たり120㎡相当分まで家屋の固定資産税を2分の1減額します。

- ①昭和57年1月1日以前から所在する住宅
- ②現行の耐震基準に適合する工事
- ③耐震改修の費用の額が30万円以上

●申告の仕方 改修後3か月以内に、現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書を「固定資産税(耐震基準適合住宅)減額申告書」に添付し、市税課へ ※申告書は同課で配布。なお、証明書の発行主体は、建築士などです。

●減額期間
平成18年から21年までの改修→3年間
平成22年から24年までの改修→2年間
平成25年から27年までの改修→1年間

問い合わせ▶市税課

児童手当が改正されますへ手続きはお早めに！

■改正内容

- ① 児童手当の支給対象年齢が小学3年生までから小学6年生までに拡大
- ② 所得制限額が緩和（左表参照）

■所得制限額表（制限額未満が支給対象となります）

扶養親族数 (配偶者控除含む)	【児 童 手 当】 国民年金加入・年金未加入の人	【特 例 給 付】 厚生年金・共済加入の人
	所得制限額※	所得制限額※
0人	4,680,000円	5,400,000円
1人	5,060,000円	5,780,000円
2人	5,440,000円	6,160,000円
3人	5,820,000円	6,540,000円
4人	6,200,000円	6,920,000円
5人	6,580,000円	7,300,000円
6人以上	1人増すごとに38万円加算	1人増すごとに38万円加算

（扶養親族数は税法上の扶養人数に控除対象配偶者を加えた人数です）
※給与所得のみの人は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」と比較してください。
※確定申告された人は、確定申告書(控)の次の金額と比較してください。
・確定申告書Aで申告→所得金額合計欄「合計⑤」
・確定申告書Bで申告→所得金額合計欄「合計⑨」

●児童手当の支給を受けるには？

今回の改正で新たに対象となる児童がいる人は申請書を提出する必要があります。提出された申請書は、審査のうえ結果(認定・却下)を通知します。(公務員の人は勤務先で申請してください)
なお、児童手当は申請がない場合や所得が一定額以上ある場合は支給されません。
小学5・6年生の児童(平成6年4月2日〜平成8年4月1日生まれ) ↓現在児童手当を受給していない人は認定請求、既に児童手当を受給している人は額改定請求が必要です。

小学4年生の児童(平成8年4月2日〜平成9年4月1日生まれ) ↓平成18年3月31日まで、当該児童に係る児童手当を受給している場合は改めて手続きをする必要はありません。(児童手当は4月以降も引き続き支給されます)
これまで所得制限で児童手当を受給していない人 ↓平成17年度所得制限で児童手当を受給していない人は認定請求が

必要です。

●いつ手続きをすればいいの？

平成18年9月29日(金)までに申請を受け付けしたものに限り特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。この特例は、年齢拡大(小学4・6年生)及び平成17年度所得制限で受けていない人のみの適用です。
※10月1日以降の申請及び年齢拡大・平成17年度所得制限で受けていない人以外は、申請月の翌月からの支給になりますのでご注意ください。

●申請に必要なものは？

- ① 認め印
- 以下の②〜⑤は、現在児童手当を受給していない人のみ必要です。
- ② 請求者名義の預金口座のわかるもの(郵便貯金を除く)
- ③ 健康保険証(カード様式の場合(請求者本人のもの)、(厚生年金・共済年金加入者のみ))
- ④ 児童手当用所得証明書(平

成17年1月2日以降に安城市に転入している人のみ)
●平成17年1月2日から平成18年1月1日までに転入した人 ↓平成17年度(平成16年分)のもの
●平成18年1月2日以降に転入し平成18年4月または5月から受給開始となる人 ↓平成17年度(平成16年分)・平成18年度(平成17年分)のもの
●平成18年5月1日以降に転入し平成18年6月から受給開始となる人 ↓平成18年度(平成17年分)のもの

⑤ 別居監護申立書(養育している児童と別居している場合) ※市外で別居している場合は児童のいる世帯全員の住民票も必要です。



問い合わせ▼児童課

今月は「さわやか行政サービス推進月間」 22日〜28日は「春の行政相談週間」

総務省では、国や特殊法人の仕事に対する苦情や意見・要望を直接お聞きして、行政運営を改善させるため「行政相談」を行っています。
毎年5月を「さわやか行政サービス推進月間」とし、重点的に苦情や意見・要望を受け付けます。また、今月22日(月)から28日(日)まで「春の行政相談週間」を実施します。

保険・年金、国税、登記、消費者保護、国の行政機関の窓口サービスなどについて、苦情や意見・要望がありましたら、気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。

■市の行政相談

毎月第1・3火曜日の午前9時から午後3時まで行政相談を行っています。今月の相談は次のとおり行います。

- とき 5月2日(火)・16日(火)・23日(火)午前9時〜午後3時
- ところ 市役所北庁舎1階相談室



●相談員 総務大臣から委嘱された行政相談委員(敬称略) 長谷部良行(桜井町) ☎ 99-2315、大見智子(新明町) ☎ 76-3322、高見加代子(今本町) ☎ 98-0801

■常設相談窓口

●中部管区行政評価局首席行政相談官室 ☎ 02-972-7419 / ホームページ http://www.soumu.go.jp/kanku/c_hubu.html / メール(行政苦情110番) 110cyb32@soumu.go.jp

●行政苦情110番 ☎ 0570-090110

●名古屋総合行政相談所 ☎ 052-961-4522

必ず来る大地震

問い合わせ▶防災室



嘉永7年といえますからペリー提督が浦賀にやってきた翌年のことです。その年の11月4日朝、遠州灘東部でマグニチュード8.4の大地震が発生しました。この地震で伊豆半島から伊勢志摩、北は越前、加賀までの広範囲にわたる地域で大きな被害が出ています。

この被害については諸説がありますが、『愛知県災害史』によれば倒壊・流出家屋8300戸、焼失600戸、圧死者300余人、流出者300余人となっています。

もちろん衣浦東部(碧海郡)の地震被害も甚大なものでした。特に家屋の倒壊や液状化の影響が深刻で、知立では20%ほどの家屋が被害を受け、刈谷では中石新田が壊滅、碧南では前浜新田が地盤沈下しました。

安城の被害については、安城市史に次のように記載されています。

《上条・桜井村では、居宅が倒れるようなことはなかったが、破損はおびただしく、本田のうち小川村福地向は液状化現象によって荒所ができたところもかなりある》

《大浜茶屋では中根源六の居宅の座敷向・勝手とも

に大破となり、同村では大破の家が多かったとされている》

《榎前村は、村の東側の堤が十三か所で切れたりめり込んだりする被害を受け、橋も一か所破損し、住家も一軒倒れた》

こういった記述から、わたしたちの町でも大きな被害が出たことがわかりますね。

東海地震は江戸末期に起きて以来、すでに150年間の沈黙を守っています。これが東海地震はいつ起きてもおかしくないと言われる所以です。

歴史に何度も刻まれた大地震、郷土の歴史に生々しく記された大災害、東海地方の沖で発生する地震は、必ずこの地方に大きな被害をもたらします。そのことをしっかりと認識し、不断の注意を怠りなく、来る大地震に万全の備えをしておきましょう。



災害情報をいち早くお知らせします